

平成30年11月14日付鳥取県公報号外第85号別冊

平成29年度決算に係る  
定期監査結果報告書

平成30年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 8 5 号  
平成30年11月14日

鳥 取 県 議 会 議 長	稲 田 寿 久	様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治	様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長	山 本 仁 志	様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	増 谷 立 夫	様
鳥 取 県 人 事 委 員 会 委 員 長	上 田 博 久	様
鳥 取 県 労 働 委 員 会 会 長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 内 田 博 長

鳥取県監査委員 坂 野 経 三 郎

## 定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>監査結果報告</b>	1
<b>1</b>	<b>監査の概要</b>	1
(1)	監査の対象及び着眼点	1
(2)	監査の実施方法	1
(3)	監査対象機関の数	1
(4)	監査実施期間	2
(5)	監査の執行者	2
<b>2</b>	<b>監査結果</b>	2
(1)	概要	2
(2)	実施機関別の状況	4
ア	中部地震復興本部事務局	4
イ	元気づくり総本部	4
ウ	危機管理局	5
エ	総務部	6
オ	地域振興部	7
カ	観光交流局	8
キ	福祉保健部	8
ク	生活環境部	10
ケ	商工労働部	12
コ	農林水産部	13
サ	県土整備部	15
シ	総合事務所	16
ス	会計管理者	17
セ	企業局	18
ソ	病院局	18
タ	教育委員会	18
チ	警察本部	21
ツ	各種委員会等	21
テ	県議会事務局	22

<b>第 2</b>	<b>監査意見</b> .....	23
1	<b>大雨による危機の予測と対応の周知について</b> ..... (危機管理局危機管理政策課)	23
2	<b>補助金交付要綱について</b> ..... (総務部財政課)	23
3	<b>職員研修の充実強化について</b> ..... (総務部行財政改革局職員人材開発センター、会計管理局会計指導課)	24
4	<b>がん罹患対策の推進について</b> ..... (福祉保健部健康医療局健康政策課)	25
5	<b>電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関の拡大について</b> ..... (福祉保健部健康医療局医療政策課)	26
6	<b>経営革新総合支援事業の実施状況の公開について</b> ..... (商工労働部企業支援課)	27
7	<b>大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水事業による受益者（水利用者）の拡大について</b> ..... (農林水産部農地・水保全課)	27
8	<b>土木使用料収入等の調定遅延について</b> ..... (県土整備部県土総務課、鳥取県土整備事務所、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所米子県土整備局)	28
9	<b>少人数学級及びエキスパート教員について</b> ..... (教育委員会事務局教育人材開発課、小中学校課)	28
(参考 1)	平成29年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	30
(参考 2)	監査処置基準等について.....	31

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	145	145	100	45
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	51	51	17	34
警 察 本 部	10	10	5	5
各 種 委 員 会 等	3	3	2	1
議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(209) 216	(209) 216	(142) 131	(67) 85

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の( )は前年度の数である。

#### (4) 監査実施期間

平成30年2月19日から9月5日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	小林	敬典
同	湯口	夏史
同	山根	朋洋
同	内田	博長
同	坂野	経三郎

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 内田博長及び坂野経三郎は、県議会事務局について監査を行っていない。

## 2 監査結果

### (1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

- ア 予算事務  
私費負担金とすべき電話料金を支出し同額を収入する不適正その他の予算事務手続の不適正
- イ 収入事務  
多額の未収金、調定の遅延、証紙徴収事務の不適正その他の収入事務手続の不適正
- ウ 支出事務  
支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正
- エ 契約事務  
発注何の予定価格積算の未記載、契約書における再委託禁止に関する記載の不備、検査員の任命の不適正その他の契約事務手続の不適正
- オ 補助金等事務  
交付金額の確定の遅延、実績報告書の受理の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正
- カ 財産管理事務  
タクシーチケット利用承認(報告)簿の記載不備、郵券類受払簿の記載不備その他の財産管理事務手続の不適正
- キ その他の事務  
出納員等の引継の不適正その他の事務手続の不適正

## (2) 実施機関別の状況

### ア 中部地震復興本部事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部地震復興本部事務局	平成30年6月4日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 平成29年度鳥取県子育て世帯向け地域防災学習サポート事業に係る業務委託契約について、発注荷を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(中部地震復興本部事務局)

### イ 元気づくり総本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
とっとり元気戦略課	平成30年8月9日	実地監査
広域連携課	平成30年7月26日	書面監査
広報課	平成30年8月27日	実地監査
県民課	平成30年8月6日	書面監査
元気づくり推進局 とっとり暮らし支援課	平成30年8月9日	実地監査
〃 参画協働課	平成30年8月27日	〃
〃 女性活躍推進課	平成30年8月6日	書面監査
東部振興監東部振興課	平成30年8月16日	〃
男女共同参画センター	平成30年3月23日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない



比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 平成29年度県政だより印刷に係る委託契約について、契約書に定める完了検査を行っていなかった。(広報課)
- 就業規則整備支援コンサルタント派遣業務に係る委託契約について、遑って契約していた。(元気づくり推進局女性活躍推進課)
- 就業規則整備支援コンサルタント派遣業務に係る委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(元気づくり推進局女性活躍推進課)
- いなばのジビエ開発普及業務委託契約外2件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(東部振興監東部振興課)

ウ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
危 機 管 理 政 策 課	平成30年8月27日	実 地 監 査
危 機 対 策 ・ 情 報 課	平成30年7月18日	書 面 監 査
原 子 力 安 全 対 策 課	平成30年8月6日	実 地 監 査
消 防 防 災 課	平成30年8月21日	書 面 監 査
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	平成30年7月9日	〃
消 防 学 校	平成30年4月23日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県西部地震展示交流センター運営事業委託契約について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(消防防災課)

## エ 総務部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	平成30年8月31日	書面監査
財政課	平成30年7月31日	実地監査
政策法務課	平成30年8月9日	〃
税務課	〃	〃
営繕課	平成30年8月31日	書面監査
行政監察・法人指導課	平成30年8月23日	実地監査
情報政策課	〃	〃
東京本部	平成30年4月13日	〃
関西本部	平成30年4月11日	〃
名古屋代表部	平成30年8月31日	書面監査
行財政改革局 人事企画課	平成30年7月4日	実地監査
〃 業務効率推進課	平成30年8月23日	〃
〃 財源確保推進課	平成30年8月9日	〃
〃 職員人材開発センター	平成30年6月5日	〃
〃 福利厚生課	平成30年7月4日	〃
人権局 人権・同和対策課	平成30年9月5日	書面監査
公文書館	平成30年4月26日	実地監査
東部県税事務所	平成30年6月6日	〃
中部県税事務所	平成30年8月31日	書面監査
西部県税事務所	平成30年4月18日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 福祉保健課における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域

福祉増進事業分)について、決裁を受けずに公印(知事印)を押印し、国へ返還額報告書を提出していた。(政策法務課)

- 福祉保健課における生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約外1件について、決裁を受けずに公印(知事印)を押印し、契約書を作成していた。(政策法務課)
- '17食博覧会・大阪の出展に係る負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(関西本部)
- JR大阪駅における鳥取県観光情報発信業務に係る委託契約について、遑って契約していた。(関西本部)
- 「食のみやこ鳥取県」ブランド化推進事業ブランド力向上業務委託契約について、積算金額を上回る額で契約していた。(関西本部)
- 鳥取県ふるさと納税事務一括代行業務に係る委託契約について、遑って契約を締結していた。(行財政改革局財源確保推進課)

## オ 地域振興部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
地域振興課	平成30年9月5日	実地監査
交通政策課	平成30年8月21日	書面監査
教育・学術振興課	〃	〃
統 計 課	平成30年8月23日	実地監査
文化政策課	平成30年8月20日	書面監査
ス ポ ー ツ 課	平成30年8月29日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあった。(スポーツ課)

## カ 観光交流局

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
観光戦略課	平成30年8月23日	実地監査
交流推進課	平成30年8月29日	〃
まんが王国官房	平成30年8月9日	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- ビジット・ジャパン地方連携事業「岡山・鳥取連携F I T向けドライブツアー促進事業（香港）」に係る負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（観光戦略課）
- 山陰地域限定特例通訳案内士養成研修業務に係る委託契約について、遑って契約していた。（観光戦略課）
- 「ようこそ鳥取県」国際チャーター便促進支援補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。（観光戦略課）
- 2017年度鳥取県江原道職員相互派遣事業研修員受入業務委託契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。（交流推進課）
- 第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットに係る同時通訳・翻訳等業務委託契約外1件について、遑って変更契約していた。（交流推進課）

## キ 福祉保健部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
ささえあい福祉局 福祉保健課	平成30年9月5日	実地監査
〃 福祉監査指導課	平成30年8月6日	〃
〃 障がい福祉課	平成30年8月27日	〃

〃 長 寿 社 会 課	平成30年 9 月 3 日	〃
子育て王国推進局 子 育 て 応 援 課	平成30年 8 月 10 日	〃
〃 青 少 年 ・ 家 庭 課	平成30年 8 月 29 日	〃
〃 子 ども 発 達 支 援 課	平成30年 8 月 23 日	〃
健康医療局 健 康 政 策 課	〃	〃
〃 医 療 政 策 課	平成30年 8 月 10 日	〃
〃 医 療 指 導 課	〃	〃
東部福祉保健事務所	平成30年 2 月 19 日	〃
福祉相談センター	平成30年 8 月 22 日	書 面 監 査
倉吉児童相談所	平成30年 8 月 20 日	〃
米子児童相談所	平成30年 4 月 17 日	実 地 監 査
喜 多 原 学 園	平成30年 4 月 23 日	〃
皆 成 学 園	平成30年 8 月 16 日	書 面 監 査
総合療育センター	平成30年 7 月 24 日	実 地 監 査
鳥 取 療 育 園	平成30年 8 月 16 日	書 面 監 査
中 部 療 育 園	平成30年 5 月 18 日	実 地 監 査
精神保健福祉センター	平成30年 5 月 10 日	〃
鳥取看護専門学校	平成30年 8 月 16 日	書 面 監 査
倉吉総合看護専門学校	平成30年 3 月 23 日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- (再掲) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(地域福祉増進事業分)について、決裁を受けずに公印(知事印)を押印し、国へ返還額報告書を提出していた。(ささえあい福祉局福祉保健課)
- 生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約外3件について、契約締結に係る決裁を受けずに業務を発注していた。(ささえあい福

祉局福祉保健課)

- (再掲) 生活保護システム等運用保守業務に係る委託契約外 1 件について、決裁を受けずに公印(知事印)を押印し、契約書を作成していた。  
(ささえあい福祉局福祉保健課)
- 鳥取県生活保護システム及び番号制度連携ユニットネットワーク分離業務に係る委託契約について、決裁を受けずに公印(課長印)を押印し、業者へ見積依頼文書を送付していた。(ささえあい福祉局福祉保健課)
- 鳥取県地域生活定着支援センター運営事業委託契約外 1 件について、遑って契約していた。(ささえあい福祉局障がい福祉課)
- 平成30年 4 月障害福祉サービス等報酬改定及び改正障害者総合支援法の施行に伴う鳥取県障害福祉サービス事業者等管理システム改修業務委託契約について、見積書比較価格を上回る見積額であるにもかかわらず契約していた。(ささえあい福祉局障がい福祉課)
- 介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置事業委託契約外 5 件について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。  
(ささえあい福祉局長寿社会課)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム標準レイアウト変更対応業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(子育て王国推進局青少年・家庭課)
- 鳥取県献血推進員設置事業委託契約外 2 件について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(健康医療局医療指導課)
- 物品出納簿と現物が整合しなかった物品(手の手術セット外 3 品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。(総合療育センター)

## ク 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
環境立県推進課	平成30年 8 月 27 日	書面監査
水・大気環境課	平成30年 8 月 9 日	実地監査
衛生環境研究所	平成30年 6 月 4 日	〃
原子力環境センター	〃	〃

循環型社会推進課	平成30年8月6日	〃
緑豊かな自然課	平成30年8月10日	書面監査
「山の日」大会推進課	平成30年7月19日	〃
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	平成30年6月5日	実地監査
砂丘事務所	平成30年8月31日	〃
くらしの安心局 くらしの安心推進課	平成30年8月22日	書面監査
〃 消費生活センター	平成30年8月16日	〃
〃 住まいまちづくり課	平成30年8月29日	実地監査
東部生活環境事務所	平成30年3月19日	〃
食肉衛生検査所	平成30年7月26日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 放射線監視等交付金について、逡次繰越予算で収入すべきところを現年予算で収入していた。(水・大気環境課)
- 鳥取県環境放射線モニタリングシステム保守点検業務に係る委託契約外1件について、遡って契約していた。(水・大気環境課)
- 展示水槽清掃・維持管理委託業務契約について、契約締結前に業務を行わせていた。(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)
- ろ過海水搬入委託業務に係る委託契約について、遡って契約していた。(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)
- 山陰海岸ジオパーク科学実験教室及びサイエンスカフェ運営業務に係る委託契約について、変更後の仕様に基づいた予定価格を決定していなかった。(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)
- 鳥取県動物愛護センター機能運営業務委託契約について、遡って契約していた。(くらしの安心局くらしの安心推進課)
- 鳥取県動物愛護センター機能運営業務委託契約について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(くらしの安心局くらしの安心推進課)

- チャイルドシート使用啓発イベント委託業務について、債務負担行為が設定されていないにもかかわらず、年度開始前に契約を締結していた。(くらしの安心局くらしの安心推進課)
- 鳥取県空き家対策支援事業費補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(くらしの安心局住まいまちづくり課)
- 鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業補助金について、交付決定額が誤っていた。(くらしの安心局住まいまちづくり課)
- 行政財産使用料収入について、調定が遅延しているものがあった。(東部生活環境事務所)

## ケ 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法	
商 工 政 策 課	平成30年 8 月 31 日	実 地 監 査	
立 地 戦 略 課	平成30年 8 月 27 日	書 面 監 査	
産 業 振 興 課	平成30年 8 月 6 日	実 地 監 査	
企 業 支 援 課	平成30年 8 月 10 日	〃	
通 商 物 流 課	平成30年 8 月 24 日	書 面 監 査	
雇用人材局 労 働 政 策 課	〃	〃	
〃 就 業 支 援 課	平成30年 8 月 29 日	実 地 監 査	
〃 鳥取県立米子ハロー ワーク	平成30年 6 月 11 日	〃	
〃 鳥取県立境港ハロー ワーク	平成30年 8 月 22 日	書 面 監 査	
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	平成30年 8 月 29 日	実 地 監 査	
〃 食のみやこ推進課	平成30年 8 月 22 日	書 面 監 査	
産業人材育成 センター	倉吉校	平成30年 6 月 4 日	実 地 監 査
	米子校	平成30年 8 月 22 日	書 面 監 査



(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 企業立地事業補助金に係る返還金について、多額の未収金があった。  
(立地戦略課)
- 特許流通フェア事業運営業務に係る委託契約について、発注荷を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(産業振興課)
- 医工連携推進事業補助金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(産業振興課)
- 香港での鳥取岡山観光物産展運営業務に係る委託契約外2件について、契約締結の荷を支出負担行為書で行っていなかった。(市場開拓局販路拡大・輸出促進課)
- 「食のみやこ鳥取県」海外輸出支援体制強化事業に係る委託契約外1件について、発注荷を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(市場開拓局販路拡大・輸出促進課)

コ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 林 水 産 総 務 課	平成30年9月4日	書 面 監 査
農 業 大 学 校	〃	〃
経 営 支 援 課	平成30年9月5日	〃
農 地 ・ 水 保 全 課	平成30年8月6日	実 地 監 査
農業振興戦略監 とっとり農業戦略課	平成30年9月3日	〃
〃 生 産 振 興 課	平成30年8月29日	〃
〃 畜 産 課	平成30年8月9日	〃
森林・林業振興局 林 政 企 画 課	平成30年9月5日	書 面 監 査
〃 県産材・林産振興課	〃	〃

〃 森林づくり推進課	平成30年8月6日	実地監査
水産振興局 水産課	平成30年8月27日	〃
東部農林事務所	平成30年6月27日	〃
東部農林事務所八頭事務所	平成30年7月13日	〃
農業試験場、病害虫防除所	平成30年4月26日	〃
園芸試験場	平成30年9月3日	書面監査
鳥獣対策センター	平成30年7月13日	実地監査
畜産試験場	平成30年9月5日	書面監査
中小家畜試験場	平成30年4月17日	実地監査
鳥取家畜保健衛生所	平成30年9月4日	書面監査
倉吉家畜保健衛生所	平成30年5月18日	実地監査
西部家畜保健衛生所	平成30年4月17日	〃
林業試験場	平成30年5月10日	〃
境港水産事務所	平成30年6月11日	〃
水産試験場	平成30年9月3日	書面監査
栽培漁業センター	平成30年5月18日	実地監査
とっとり賀露かっこ館	平成30年6月5日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 中海干拓県有農地管理に係る委託契約について、発注何を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(農地・水保全課)
- 水産養殖企業立地支援事業費補助金について、補助事業の完了検査を行っていない。(水産振興局水産課)
- 和牛肉のおいしさを評価するポータブル非破壊簡易測定装置の開発共同研究に係る委託契約について、契約日を遡っていた。(畜産試験場)
- 家畜糞悪臭除去システム点検・調査業務に係る委託契約について、予定価格を決定していなかった。(中小家畜試験場)

- 家畜クリーンセンター（死亡牛一時保管施設）産業廃棄物（汚泥）収集運搬及び処分業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。（倉吉家畜保健衛生所）
- 栽培漁業センター施設維持管理業務に係る委託契約について、発注同を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。（栽培漁業センター）
- 栽培漁業センター施設維持管理業務に係る委託契約について、決裁を受けていない仕様書を契約書に添付していた。（栽培漁業センター）
- 平成29年度湖山池漁場環境回復試験に係る魚類採捕等業務委託契約について、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。（栽培漁業センター）
- 鳥取県立賀露かっこ館飼育管理業務に係る委託契約について、発注同を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。（とっとり賀露かっこ館）

## サ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 土 総 務 課	平成30年 9 月 5 日	実 地 監 査
技 術 企 画 課	平成30年 8 月 6 日	書 面 監 査
道 路 企 画 課	平成30年 8 月 27 日	実 地 監 査
道 路 建 設 課	〃	〃
河 川 課	平成30年 7 月 31 日	〃
治 山 砂 防 課	平成30年 8 月 8 日	書 面 監 査
空 港 港 湾 課	平成30年 8 月 23 日	〃
鳥取県土整備事務所	平成30年 6 月 27 日	実 地 監 査
八頭県土整備事務所	平成30年 7 月 13 日	〃
鳥取空港管理事務所	平成30年 7 月 4 日	〃
鳥取港湾事務所	平成30年 9 月 4 日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 河川法第67条による原因者負担金について、前年度に比べ未収金の額は僅かに減少しているものの、依然として多額の未収金があった。  
(河川課)
- 土木使用料収入（道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあつた。（鳥取県土整備事務所）

シ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部総合事務所		
地域振興局	平成30年7月27日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成30年7月30日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
地域振興局	平成30年7月24日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	平成30年7月25日	〃
農林局	〃	〃
米子県土整備局	平成30年6月12日	〃
日野振興センター 日野振興局	平成30年7月25日	〃
〃 日野県土整備局	平成30年6月12日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があつた。

〔指摘事項〕

- 農林水産業使用料収入（漁港施設使用料）、土木使用料収入（道路占用料等）等について、調定が遅延しているものがあつた。（中部総

合事務所県土整備局)

- もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金(農商工連携型)について、補助対象外経費を控除しなかったことにより過大に支出していた。(西部総合事務所農林局)
- がんばる農家プラン事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。(西部総合事務所農林局)
- 米子駅前地下道施設管理業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(西部総合事務所米子県土整備局)
- 鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金について、交付申請書の受理が遅延していた。(西部総合事務所日野振興センター日野振興局)
- 田ノ原川砂防堰堤工事(通常砂防)用地に係る土地賃貸借契約について、遑って契約していた。(西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局)

## ス 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成30年8月27日	実地監査
庶務集中局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- スポーツ課における国民体育大会鳥取県選手団派遣等事業及び競技力向上対策等事業の実施に係る委託契約外1件について、発注伺を作成しておらず、予定価格調書を作成していなかった。(会計局)
- 平成29年度財務会計等収納データ作成業務委託契約について、遑って契約していた。(会計局)

## セ 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	平成30年7月10日	実地監査
東部事務所	〃	〃
西部事務所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## ソ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	平成30年7月11日	実地監査
中央病院	〃	〃
厚生病院	平成30年7月10日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 生体情報システム保守管理業務に係る委託契約について、予算額及び支出予定額を上回る額で予定価格を決定していた。(中央病院)

## タ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	平成30年8月22日	書面監査
教育環境課	〃	〃
教育人材開発課	平成30年7月4日	実地監査

教育センター	平成30年8月16日	書面監査
小中学校課	平成30年7月31日	実地監査
特別支援教育課	平成30年8月24日	書面監査
高等学校課	平成30年8月20日	〃
いじめ・不登校 総合対策センター	平成30年5月29日	〃
社会教育課	平成30年8月29日	実地監査
図書館	平成30年8月2日	書面監査
人権教育課	平成30年8月6日	実地監査
文化財課	平成30年8月22日	書面監査
博物館	平成30年6月6日	実地監査
体育保健課	平成30年8月6日	〃
東部教育局	平成30年6月6日	〃
中部教育局	平成30年7月31日	書面監査
西部教育局	平成30年7月18日	〃
埋蔵文化財センター	平成30年8月16日	〃
むきばんだ史跡公園	平成30年7月31日	〃
鳥取東高等学校	平成30年8月2日	〃
鳥取西高等学校	平成30年7月18日	〃
鳥取商業高等学校	平成30年8月2日	〃
鳥取工業高等学校	平成30年3月19日	実地監査
鳥取湖陵高等学校	平成30年7月31日	書面監査
鳥取緑風高等学校	平成30年4月26日	実地監査
青谷高等学校	平成30年8月2日	書面監査
岩美高等学校	平成30年7月18日	〃
八頭高等学校	平成30年3月19日	実地監査
智頭農林高等学校	平成30年8月16日	書面監査
倉吉東高等学校	平成30年3月20日	実地監査
倉吉西高等学校	平成30年7月18日	書面監査
倉吉農業高等学校	平成30年3月20日	実地監査
倉吉総合産業高等学校	平成30年8月20日	書面監査
鳥取中央育英高等学校	平成30年8月24日	〃
米子東高等学校	平成30年4月19日	実地監査
米子西高等学校	平成30年8月16日	書面監査
米子高等学校	〃	〃

米子南高等学校	平成30年8月20日	〃
米子工業高等学校	平成30年8月24日	〃
米子白鳳高等学校	平成30年4月18日	実地監査
境高等学校	平成30年4月19日	〃
境港総合技術高等学校	平成30年8月31日	書面監査
日野高等学校	平成30年9月4日	〃
鳥取盲学校	〃	〃
鳥取 <sup>ろう</sup> 聾学校	平成30年4月26日	実地監査
鳥取養護学校	平成30年9月4日	書面監査
白兔養護学校	平成30年9月3日	〃
倉吉養護学校	平成30年9月4日	〃
皆生養護学校	平成30年4月23日	実地監査
米子養護学校	平成30年8月22日	書面監査
琴の浦高等特別支援学校	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託契約について、遑って契約していた。(小中学校課)
- 公印の亡失について、知事への報告が遅延していた。(社会教育課)
- 進学奨励資金貸付金の返還金について、減額調定により処理すべきところを不納欠損処分により処理しているものがあった。(人権教育課)
- とっとり元気キッズ幼保小連携推進モデル事業に係る委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(体育保健課)
- とっとり元気キッズ幼保小連携推進モデル事業体づくりコーディネーター業務に係る委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(体育保健課)
- 産業廃棄物収集運搬委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(鳥取緑風高等学校)
- 入学料の減免について、必要な手続を行っていなかった。(倉吉東高等学校)



- 入学料の減免について、必要な手続を行っていなかった。(倉吉農業高等学校)

## チ 警察本部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成30年9月5日	実地監査
鳥取警察署	平成30年8月22日	書面監査
郡家警察署	〃	〃
智頭警察署	平成30年5月10日	実地監査
浜村警察署	平成30年8月22日	書面監査
倉吉警察署	平成30年3月23日	実地監査
琴浦大山警察署	平成30年3月20日	〃
米子警察署	平成30年8月22日	書面監査
境港警察署	〃	〃
黒坂警察署	平成30年4月18日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 自動車運転試験手数料に係る証紙収入について、証紙収入状況報告額に誤りがあった。(警察本部)
- 琴浦大山警察署移転業務に係る委託契約について、調達公告等において最低制限価格を設定することを規定していないにもかかわらず、予定価格に最低制限価格を設定し、落札者を決定していた。(琴浦大山警察署)

## ツ 各種委員会等

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	平成30年6月27日	実 地 監 査
人 事 委 員 会 事 務 局	平成30年5月24日	書 面 監 査
労 働 委 員 会 事 務 局	平成30年8月23日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**テ 県議会事務局**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	平成30年8月31日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 監査意見

### 1 大雨による危機の予測と対応の周知について

(危機管理局危機管理政策課)

近年、毎年のように記録的な大雨が発生しており、今年7月の西日本豪雨では、大雨による河川やため池の決壊等によって多くの人命が失われ、甚大な被害が各地で発生した。

そこで、人的被害を防止するためには、行政機関が適時に的確な情報を住民に提供し、住民もその情報を正しく理解し、ハザードマップを活用するなどして、安全かつ確実に避難することが求められる。

また、災害対策基本法では、国、県、市町村それぞれの責務が明確に規定され、市町村長は住民に対し、避難勧告、防災マップや各種ハザードマップによる危険箇所等の周知、適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知、洪水予報や土砂災害警戒情報の発表内容の意味の周知などを行うこととされている。

しかし、屋外放送だけでは豪雨時や強風下では情報が届きにくく、複数の手段を用いて確実に伝達することが必要なこと、住民があらかじめ避難場所や避難経路を熟知し、避難準備や避難勧告などの避難情報を正しく理解して行動できるかなどの課題も生じている。

このように、新たに得られた教訓を踏まえ、市町村において地域の特性や災害種類別に応じた避難に関する方針等を常に見直す必要がある。

**については、県は市町村に対して、住民が確実に避難できるよう適時的確な情報が伝達できる体制整備、住民へ避難情報等をわかりやすく伝えるための工夫、防災意識の醸成や計画的な避難訓練の実施などについて、積極的に助言されたい。**

### 2 補助金交付要綱について

(総務部財政課)

本県が交付する補助金については、鳥取県補助金等交付規則（以下「規則」という。）により事務処理の大綱が定められ、補助金交付要綱を制定又は改廃する際は財政課での審査を経ているところであるが、規則に対する理解が補助事業の担当所屬において十分でないことなどにより、誤った事務処理を行っていたものが見受けられたほか、補助金交付要綱が正しく規定されていなかったものや補助事業者に正しく理解されていないものが見受けられた。

そこで、補助金交付事務を行うに当たっては、対象とする事業内容だけではなく、交付申請から額の確定までの一連の必要な手続を過不足なく補助金交付要綱に定めることにより、事務の誤りを防ぐだけでなく、補助事業者の負担も軽減できることが考えられる。

**については、補助金の交付事務について、補助事業所管課へ規則をはじめとする制度の理解を徹底し、個々の補助金交付要綱などの作成において、手順や様式等必要かつ十分な内容が定められるよう配慮されたい。**

また、建設工事等を補助対象とする補助金においては、補助金の額を確定させるための審査等とは別に、規則第15条により、その工事等の完了について専門的・技術的な検査（以下「完了検査」という。）を行う必要があるにもかかわらず、完了検査を行わず、会計書類など書面審査だけで額の確定を行っているものがあつた。

同条第1項ただし書では、市町村等が補助事業者であるときのほか、完了検査の必要がないと認めるときはこの限りではないとされているが、多額の県費が交付されている建設工事については、適切に実施されたことを県民に説明責任を果たすことを前提として適用すべきである。

**については、建設工事等を対象とする補助金については、補助事業者に対して完了検査を実施すること（ただし書の適用により検査を行う必要がないと認めたときはその旨）を確実に伝えるとともに、完了検査のあり方をあらかじめ想定して補助金交付要綱を調整するよう徹底されたい。**

### 3 職員研修の充実強化について

（総務部行財政改革局職員人材開発センター、会計管理局会計指導課）

職員の資質向上は、限られた職員で行政の質を確保を図る上で重要であり、そのためには体系的な研修の実施は必要不可欠であることから、職員人材開発センターは、その中核的存在として、基礎研修をはじめ様々な研修を計画、実施しているが、体系的な基礎研修（指名研修）において、業務都合による欠席率が1割を超えるものがある。

また、希望者が受講する能力開発・向上研修（選択研修）では、受講希望者が定数を超える受講希望がある一方、希望者が少ないものがあるなど、ばらつきがある。

**については、管理職が率先して研修の受講を勧奨するとともに、職場の協力体制を整える等、職員が研修に専念できるよう引き続き取り組まれたい。**

**また、職員の知識やスキルを向上させるため、ニーズを踏まえた魅力のある研修**

**の実施についても引き続き検討されたい。**

会計管理局では、会計事務に関する各種研修について、平成28年度決算に係る定期監査で不適切な会計処理があった所属を対象としたもの、新任出納員や新任会計員を対象としたもの、所属に直接出向いて行うもの等、対象者や方法を工夫しながら実施している。

しかし、会計事務に係る不適切事例が依然として多く見受けられることから、平成32年4月から施行される内部統制が確実に機能するよう万全を期する必要がある。

**については、会計事務が適切に処理されるよう、実効性のある方策の導入を引き続き検討し、積極的に取り組まれない。**

**また、研修の内容が所属全体で共有され、組織的な会計事務に活かされるような、OJTを意識した研修に積極的に取り組まれない。**

#### **4 がん罹患対策の推進について**

(福祉保健部健康医療局健康政策課)

本県のがん死亡率は、全国平均より高い状況が継続していることから、県では平成20年度から第1次・第2次・第3次の鳥取県がん対策推進計画を策定して様々な対策を講じ、平成24年度には県独自でがん対策推進評価専門部会を設置して、なぜ本県が他地域と比べて高い水準にあるかなどについて、研究機関等と連携しながら原因解明の取組を進めたところである。

しかし、75歳未満のがん年齢調整死亡率は減少傾向にあるものの、平成25年から平成27年まで3年連続で全国ワースト3位という状況にある。

このような状況を打開するためには、鳥取県がん対策推進計画にも盛り込まれている予防に向けての取組が最も大切であるものの、がん発生との因果関係があるとされている指標（喫煙、塩分摂取、野菜不足、運動不足）は依然として改善されていない。

その背景には、本県におけるがんによる死亡率やがんの発生要因が県民に十分に認識されていないことがあると考えられる。

**については、本県のがん罹患率・死亡率の状況等について県民への理解を促進し、がんの予防対策について県民運動として展開を図るなど取組をさらに強化されたい。**

胃がんの大きなリスク要因ともいわれているピロリ菌について、今年度から検査を無料にする事業に取り組んでいることは評価できるが、肺がんの大きなリスク要因とされている喫煙・受動喫煙については、取組が必ずしも十分な状況であるとはいいがたい。

また、平成30年7月に健康増進法の一部改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、各施設管理者は施設の種類毎に一定の受動喫煙防止策が義務化され、国及び地方公共団体の責務についても明確化されたところである。

**については、さらなる喫煙・受動喫煙防止対策の強化を検討されたい。**

早期にがんを見つけるためには、がん検診受診が有効であるが、県民全体のがん検診受診率は正確に把握する仕組みがなく、受診率が向上しない背景・理由も正確に把握する仕組みがない状況である。

**については、市町村の取組による成果などを踏まえ、今後も一層、県民全体の受診率が上がる取組を検討されたい。**

## 5 電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の参加医療機関の拡大について

（福祉保健部健康医療局医療政策課）

「おしどりネット」は、医療機関同士で電子カルテ情報（患者情報）を閲覧し合うことができるシステムで、受診医療機関が替わっても以前のカルテをもとに診察できることから患者・医療機関にとってのメリットが大きく、医療費の削減にもつながるものであり、参加医療機関が増えることが期待されている。

したがって、各医療圏における病院と診療所等との医療機関連携を進めるためには、おしどりネットを含め、県内の医療機関のICT連携が必要であり、病院のみならず、地域の診療所の参加が重要である。

しかし、平成29年度末での県内の参加医療機関は、40病院（精神科のみの4病院を除いたもの）中24病院、診療所は511診療所中34診療所に留まっている。

一方、このシステムは鳥取大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）が開発・運営、普及拡大に取り組んでおり、県としては、県全体の医療機関の連携を推進する立場から、平成29年度までに7億円の補助金を交付しているところ、附属病院が行っている普及拡大事業等は、本年度中を目途に附属病院と関係機関で組織するNPO法人によって、より多様な意見を取り入れながら自立的に運営することで、未参加の病院の参加促進を進める予定である。

このような経緯から、県の取組は、県主催のICT推進会議や各医師会等を通じ

て、おしどりネットの仕組みや導入メリット等に関する広報活動に止まっている。

については、県としても附属病院を中心とした取組を支援するとともに、直接医療機関に対して働きかけを行うなど、積極的に普及促進に取り組みたい。

## 6 経営革新総合支援事業の実施状況の公開について

(商工労働部企業支援課)

経営革新総合支援事業は、スタート型、生産性向上型など3つの区分により対象事業を定め、県内中小企業の経営革新を支援し、県内産業の高付加価値化を図ることで、企業が新しい事業分野に取り組む際の実施計画作りを支援している。

この支援では、設備投資を対象とした補助金の交付も行っており、平成29年度の補助金交付額は全体で約45,000千円であった。

しかし、この実施計画を作成した際の計画認定(承認)基準を達成することはなかなか困難であるとのことであり、達成できなかった場合には、どこに問題があったのかを洗い出し、計画の変更に係るフォローも行っているが、その状況は公開されていない。

については、県内企業を積極的に支援する事業であることから、当該事業支援後のフォローの状況について、個別企業の機微情報に配慮した上で県民に明らかにされたい。

## 7 大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水事業による受益者(水利用者)の拡大について

(農林水産部農地・水保全課)

県は、大山山麓地区における畑地1,289haに、農業用水を供給する畑地かんがい用水の幹線・支線パイプライン(以下「畑かん施設」という。)の整備を進めており、平成29年度末現在での畑かん施設利用可能面積は1,192haとなり、全体計画の92%に拡大している。

また、東伯地区にも同様の施設を整備しており、平成29年度末現在での畑かん施設利用可能面積は1,684haと、全体計画の整備は完了している。

しかし、圃場内の散水施設が整備されていない圃場もあることから、かん水可能な圃場面積は大山山麓地区で44%、東伯地区で68%と低い状況にある。

一方、大山山麓地区では作物別の散水効果や労力節減効果、かん水事業施設導入

に対する財政支援制度等を盛り込んだパンフレットを新たに作成し、JAの部会の研修、展示圃場などにおいてPRするなど畑かん施設の利用普及を図っている。

さらに、東伯地区では担い手への農地の流動化等を検討する「琴浦町の営農を考える協議会」を立ち上げ、耕作放棄地対策も併せた検討を始めたところである。

このように両地区とも畑かん施設を利用した営農の普及啓発に努めているところであるが、畑かん施設の利用状況が芳しくなく、未だ投資効果が十分発現されているとはいえない状況にある。

また、県では2028年度に農業生産額1千億円の目標を掲げ、生産拡大に取り組んでいるところである。

**については、今後一定期間における普及面積などの数値目標を設定するとともに、畑かん利用効果や財政支援制度などの農家への情報提供に努め、畑かん施設のさらなる利用促進を図られたい。**

## 8 土木使用料収入等の調定遅延について

(県土整備部県土総務課、鳥取県土整備事務所、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所米子県土整備局)

土木使用料収入等の調定は、継続案件については年度当初に行うことが必要とされているが、依然として遅延が見受けられる。

このため、会計局とも連携して具体的な事務のあり方を検討するなど取組を進めているところではあるが、必ずしも改善されていない。

**については、土木使用料収入等の調定に関する事務について、調定遅延の発生要因等の分析及びそれに対する再発防止をさらに徹底し、適正な事務処理を実施されたい。**

## 9 少人数学級及びエキスパート教員について

(教育委員会事務局教育人材開発課、小中学校課)

平成13年度から実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画により、地方公共団体の判断で国の基準より少人数の学級編制を行うことが可能となったことを受け、本県では小1プロブレム、中1ギャップの解消など、学習面や生活面での成果を目標に、平成14年度から小学校1・2年生における30人学級、平成15年度から中学1年生における33人学級を実施するなど先進的な取組を推進してき



た。

また、平成23年度に完全実施となった新学習指導要領で、生きる力をより一層育むための教育の充実が強く求められていたことを踏まえ、本県では平成24年度から小学校3～6年生、中学校2・3年生にも拡充し、義務教育9年間の全ての学年を少人数学級としている。

その結果、学級編制において学級規模を小さくすることで学習や生活指導面へのきめ細かい指導が期待され、児童・生徒の生活態度にもよりよい影響を与えるなどの効果が表れている。

併せて、県はエキスパート教員の認定を進めるなど、学校全体の学力向上に向けた教育体制の充実強化を図ってきたところ、平成24年度の教師や児童、保護者へのアンケート調査では、少人数学級の導入の効果について、一定の成果が報告されている。

少人数学級については、既に全面導入から6年が経過しており、これら全国に先駆けた取組の成果などに関心が高まっている。

**については、少人数学級の導入とエキスパート教員認定について、多角的な見地から効果を総括するとともに、導入目的達成に向けたさらなる推進施策を検討されたい。**

(参考 1)

## 平成29年度決算に係る定期監査の処置の概要

### 1 処置の件数

(単位：件、(機関))

区分	指 摘	注 意	合 計
本 庁	38 ( 30)	222 ( 62)	260 ( 65)
地 方 機 関	34 ( 22)	307 ( 63)	341 ( 69)
合 計	72 ( 52)	529 (125)	601 (134)

(注) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(参考)

(単位：件、(機関))

区分	指 摘	注 意	合 計
28年度決算	41 ( 29)	755 (182)	796 (183)
27年度決算	16 ( 14)	653 (142)	669 (144)
26年度決算	25 ( 22)	393 (116)	418 (122)

### 2 処置の事項別内訳

#### (1) 指 摘

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	2	遞次繰越予算で収入すべきところを現年予算で収入 [1]
収 入 事 務	9	調定の遅延等 [3]、未収金が多額 [2]、入学料の減免手続の未実施 [2]、証紙収入の額誤り [1]
支 出 事 務	26	支出負担行為が適期に行われていない [21]
契 約 事 務	29	発注伺・予定価格調書の不作成 [13]、予定価格の未決定等 [6]、契約書の不備 [4]
補助金等事務	4	交付申請書の受理の遅延 [1]、実績報告書の受理の遅延 [1]、補助事業の検査の未実施 [1]
財産管理事務	2	長期間所在不明の物品の亡失報告の遅延 [1]、物品亡失手続の未実施 [1]
合 計	72	

※ 主要内容の [ ] 内は、件数

#### (2) 注 意

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	5	私費負担金とすべき電話料金を支出し同額を収入 [4]
収 入 事 務	125	多額の未収金 [35]、調定の遅延 [19]、収入証紙事務の不適正 [16]、督促状の未発行又は発行遅延 [14]、現金(有価証券)出納簿等の記載誤り、未記載 [11]、調定漏れ・調定金額の誤り [10]
支 出 事 務	18	支出金額の誤り [4]
契 約 事 務	204	発注伺の予定価格積算の未記載 [39]、契約書において再委託禁止に関する記載不備等 [36]、検査員の任命不適正等 [16]、契約書に定める書類の未受理・遅延 [12]
補助金等事務	79	額の確定の遅延 [17]、実績報告書の受理の遅延等 [14]、変更承認手続の未実施、変更申請書の未受理 [10]
工 事 執 行	3	管理者の許可を受けずに着工 [2]
財産管理事務	88	タクシーチケット利用承認(報告)簿の記載不備 [29]、郵券類受払簿の記載不備 [11]
その他の事務	7	出納員等の引継の不適正 [2]
合 計	529	

※ 主要内容の [ ] 内は、件数

(参 考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査基準（抜粋）

別表第4（第10条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したものは又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考：上記の処置区分による処置が適当でない認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○予算執行の不適合	○予算を目的外に使用しているもの ・重大なもの又は著しいもの ○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○予算配当（令達）がないまま又は配当（令達）を超えて執行しているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○調定の不適合	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額100万円以上で6か月以上
	○未収金の整理の不適合	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・未収金額が100万円以上のもの ただし、過年度未収金額が、前年度の未収金額（過年度分と現年度分の合計額）より減少しており、かつ次の項目いずれにも該当するものは、「注意」とする。 (1) 督促状、催告状を適正に発行している。 (2) 各債務者の状況を概ね把握している。 (3) 各債務者について、その状況を基に分類を行っている。 (4) 分類区分に則し概ね適正な対応を行っている。
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○支出負担行為の不適合	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・全部 ○支出負担行為の内容の誤っているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○支出命令の不適合	○支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他支出事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
4 契 約	○予定価格の不 適正	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したのもの又は1件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○入札手続きの不 適正	○業者の選定及び入札手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約書の不 適正	○契約書の作成手続き又は内容が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの (契約締結事務の遡及は3-1-1による(指摘))
	○契約変更の不 適正	○契約変更の理由、金額及び手続の適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○履行確認の不 適正	○完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの(契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延)
5 補 助 金 等	○補助金等の交付 事務の不 適正	○交付申請(変更を含む。)が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもの(6か月以上の遅延) ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・重大なもの又は著しいもの(遅延については6か月以上のもの) ○補助事業の検査又は審査をしていないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
6 工 事 の 執 行	○工事の変更契約 の不 適正	○工事の変更(これに関連する契約変更を含む。)が適正に行われていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○県有財産及び物 品の取得又は処 分の不 適正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び物 品の管理の 不 適正	○管理が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 前年度の処置の区分、前年度の処置に対する改善状況等を考慮し、上記基準と異なることもある。

2 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。